

株式会社マルヤス 一般事業主行動計画表

○社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年1月1日～平成32年12月31日までの5年間

2. 内容

目標A 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口の設置。

これによって復職等に対する不安を取り除くようにする。

対策 相談窓口の設置 本部一見事務所部長を任命

社員への周知 平成28年2月1日に各店舗へ掲示

目標B 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均5日以上を取得を目指す。

対策 マルヤス労働組合と協議の上、推進していく。

○社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに

よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年1月1日～平成33年12月31日までの5年間

2. 内容

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など

制度の周知や情報提供を行う。

目標A 相談窓口の設置 本部一見事務所部長を任命

社員への周知 平成28年2月1日に各店舗へ掲示

目標B 各休業前に該当社員との面談を行う。

目標C 時間外労働の縮減に取り組む。

☆計画の見直し ただし、計画の期間中において、制度の改正等により、計画の見直しが生じた場合は適宜変更できるものとする。

以上

株式会社マルヤス 女性活躍推進法における行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日

2. 当社の課題

- ① 正社員に占める女性割合が低い。
- ② 管理職（係長級以上）を目指す女性が少ない。

3. 目標

正社員に占める女性の割合を30%以上にする。

4. 取組内容と実施時期

- ・平成28年4月～ 女性の中途採用（正社員）を積極的に行う。
- ・平成28年4月～ 2017年卒以降の女性採用を積極的に行う。
- ・平成28年7月～ 女性あまり配属されていない部門に配属の強化。
- ・平成29年4月～ 女性社員との交流会を開催し、意見交換を行う。
- ・平成29年10月～ 女性社員を対象とした研修プログラムの検討。
- ・平成29年4月～ 女性社員を対象とした若手研修の実施。
- ・平成30年10月～ 女性社員を対象としたチーフ職採用を検討。
- ・平成31年4月～ 女性社員を対象とした定期的なフォローアップの実施。
- ・平成31年10月～ 女性社員を対象とした管理職キャリアアップ研修の実施。

株式会社マルヤス 女性の活躍に関する情報

【採用した労働者に占める男性・女性の割合】

職 種	社員（男性）	社員（女性）	パート（男性）	パート（女性）	シニア（男性）	シニア（女性）	アルバイト（男性）	アルバイト（女性）
事務職		100%		100%				
総合職	84%	16%	7%	93%	14%	86%	46%	54%
合 計	80%	20%	7%	93%	14%	86%	46%	54%

平成28年3月現在